

毎週火、金曜日発行（但休日当るとは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
鳥取県農山漁村同和对策事業補助金交付要綱

- 鉢伏山禁猟区の設定
- ひな白痢検査の実施
- 建築基準法の規定による道路の位置の指定
- 建設業者の登録
- 健康保険法の規定による保険医の登録
- 豚の流行性脳炎等の実施
- 電気工事士試験の実施
- 毒物、劇物取扱者試験の実施
- 昭和三十六年度保母試験の実施

◇公告

告示

鳥取県告示第三百六十一号

昭和三十六年度鳥取県農山漁村同和对策事業補助金交

付要綱を次のように定める。

昭和三十六年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度鳥取県農山漁村同和对策事

業補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 県は、同和对策の一環として、昭和三十六年度鳥取県農山漁村同和对策事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき行なう農山漁村同和对策事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率)

第二条 前条に規定する事業に要する経費は、次のとおりとし、その事業の細目及び経費並びにこれに要する

県の補助率は、別表に定めるところによる。
市町村が実施要領に基づき行なう同和对策事業に要する経費及び農業協同組合、土地改良区、漁業協同組合、部落団体等が実施要領に基づき行なう事業に要する経費につき、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

(補助金交付の申請)
第三条 規則第五条の規定に基づき、補助金の交付申請する場合における当該申請書に添付する事業計画書及び収支予算書は、別記様式第一号のとおりとする。
2 補助金交付申請書の提出期限は、当該事業の承認の日から十五日以内知事に提出するものとする。
(事業計画等の変更)
第四条 規則第十一条の申請は、別記様式第二号による申請書を知事に提出してするものとし、同条ただし書の知事の定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。
一 個々の事業(土地整備事業のうち受益面積二〇町

歩以上のかんがい排水若しくは、区画整理の事業又は一、〇〇〇メートル以上の農道開設事業を除く。)
又は施設について、その事業箇所若しくはその施設の設置場所又は事業主体の変更、又は事業費若しくは事業量の二割以上の変更
二 前号括弧内事業については、補助事業費の一〇％に相当する額と五〇万円以上とのいづれか低い額をこえる額の流用及び工事量の一〇％をこえる増減
三 個々の事業又は施設について、その事業若しくは、施設の事業種目の変更又は施設の基本構造若しくは、機械設備の品目の変更
(状況報告)
第五条 規則第十七条の知事が必要な指示を行なうために、補助事業を行なう者は、毎四半期末日現在において別記様式第三号による状況報告書を作成し、翌月の十日までに知事に提出しなければならない。
(実績報告)
第六条 規則第十八条の実績報告書は、別記様式第四号

のとおりとし、補助事業完了の日から起算して二十日以内又は当該補助金の交付決定のあつた翌年度の四月五日までに知事に提出しなければならない。
(概算払の請求)
第七条 規則第二十二條第二項の請求は、別記様式第五号による概算払請求書を別に定める期日までに知事に提出してしなければならない。
2 補助事業が年度内に完成する場合において、未受領額の概算払を必要とするときは、補助金交付の決定通知のあつた年度の一月三十一日現在における当該補助事業の遂行状況報告とともに別記様式第六号の補助金の概算払請求書を当該年度の二月十日までに知事に提

出しなければならない。
(事業繰越)
第八条 補助事業は、補助金交付の決定年度内完了を原則とするが、積雪、風水害等の天災、その他やむを得ない事由により年度内に完成することが困難であると認められる場合は、別記様式第七号の承認申請書により補助金交付決定年度の二月十日までに知事に提出してその承認を得なければならない。
附 則
この要綱は、昭和三十六年度分事業の補助金に適用する。

(別表) 昭和三十六年度鳥取県農山漁村同和对策事業の範囲及び経費並びに補助率

事業の範囲		経費	補助率
(1) 土地整備事業	① かんがい、排水	地区におけるかんがい、排水事業で受益面積おおむね三町歩以上のものに要する経費に對し、市町村が補助を行なう場合における当該補助に要する経費	事業を行なうに要する経費の五五%以内
費補助	② 区画整理	地区における区画整理事業で受益面積おおむね三町歩以上のものに要する経費に對し、市町村が補助を行なう場合における当該補助に要する経費	事業を行なうに要する経費の四六%以内

知事に提出すること。

附表 施設別設計書 (別添)

(注) 設計書の様式は (様式附) のとおりとする。ただし、受益面積20町歩以上 (農道については 1,000m 以上) の土地整備事業については、現行団体管土地改良事業の補助金交付申請書に添付している実施設計書又は 出来型設計書の様式によるものとする。

- (3) 事業の効果
- (4) 事業の完了 (予定) 年月日
- (5) 市町村の補助金交付に関する規定又は要綱
- (6) 収支予算

収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比		摘 要
			増	減	
県 費	円	円	円	円	
農山漁村同和对策事業費補助金					
市 町 村 費					
農山漁村同和对策事業費補助金					
計					

支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比		摘 要
			増	減	
農山漁村同和对策事業費補助金	円	円	円	円	
計					

(様式附)

(注) 施設別設計書の様式は昭和36年度鳥取県農山漁村同和对策事業実施要領の事業計画書に添付する農山漁村同和对策事業 (出来型) 設計書の様式と同様とする。

設計図

(別記様式第2号)

昭和36年度農山漁村同和对策事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

鳥取県知事

殿

市町村長 氏

名 ④

昭和36年 月 日付け受農企第 号で補助金交付決定通知があつた〇〇事業の実施について、下記の承
とおり変更したいので、昭和36年度鳥取県農山漁村同和对策事業補助金交付要綱第4条の規定によりその承
認を申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更事業内容及び変更経費配分
変更事業内容

地区名	事業箇所又は施設 の設置場所	当初計 画		変更計 画	
		事業種目	事業主体	事業種目	事業主体
		事業費	円	事業費	円
		事業費	円	事業費	円

(注) 別表の昭和36年度鳥取県農山漁村同和对策事業の範囲及び経費並びに補助率欄に掲げる土地整備事業の
うち受益面積20町歩以上のものにかかる事業変更承認申請者は別に作成し知事に提出する。

(附表) 原設計変更設計対照表、変更設計書及び設計図 (別添)

- (注) 1 受益面積20町歩以上の土地整備事業については、現行団体営土地改良事業の補助金交付申請書に添
付している実施設計書の様式により変更設計書を提出するものとする。
- 2 附表の様式は様式附のとおりとする。ただし、20町歩以上の土地整備事業については (様式附) 添
付を要しない。

(様式附)

(1) 原設計、変更設計対照表

科 目	原 設 計		変 更 設 計		増 減 (減は朱書)	
	数 量	単 位	数 量	単 位	数 量	単 位
		円		円		円
		円		円		円

(2) 変更設計書及び設計図

(注) 本調書は当初設計を変更する場合、又は事業種目を新設する場合に添付するものとする。

00091

計

(様式附)

(注) 出来型設計書の様式は昭和36年度鳥取県農山漁村同和对策事業実施要領の事業計画書に添付する農山漁村同和对策事業(出来型)設計書の様式と同様とする。

設 計 図

(別記様式第5号)

番 号
年 月 日

鳥取県知事 殿

市町村長 氏 名 ㊦

昭和36年度農山漁村同和对策費補助金の概算払の請求について

昭和36年〇月〇日付け発農企第〇号で補助金交付決定通知のあったこの事業について下記のとおり金〇〇〇円を概算払によつて交付されたく請求する。

記

00092

昭和36年度農山漁村同和对策費補助金概算払請求書

事業種目	補助事業に要する経費	県費	同左中9割相当額	第2/4半期請求		第3/4半期請求		第4/4半期請求		事業完了予定年月日	備考
				金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
計											

(注) 計画変更申請中の場合における記入方法は当初計画を黒字、変更計画申請中のものを赤字で二段書とすること。

(別記様式第6号)

番 号
年 月 日

鳥取県知事 殿

市町村長 氏 名 ㊦

昭和36年度農山漁村同和对策事業遂行状況報告及び補助金概算払請求書

昭和36年 月 日付け発農企第 号で補助金交付決定通知のあったこの事業について昭和 年1月31日現在の年度内事業遂行見込み状況を下記のとおり報告する。なお、年度内予定事業遂行のため必要があるの

で補助金未受領額〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

事業の種類目	年間計画		年度内完成予定		翌年度繰越予定		備考
	事業費 円	県費 円	事業費 円	県費 円	事業費 円	県費 円	
計							

(別記様式第7号)

番号 年 月 日

鳥取県知事

殿

市町村長 氏

名 印

昭和36年度農山漁村同和对策事業繰越承認申請書

このことについて別紙事業繰越調書のとおり繰越したいので、昭和36年度鳥取県農山漁村同和对策事業補助金交付要綱第8条の規定により申請する。

(別紙)

1 総括

昭和36年度農山漁村同和对策事業繰越調書

事業種目	計 画		年度内完成予定高		翌年度繰越予定高		摘 要
	事業費(A) 円	県費 円	事業費(B) 円	県費 円	事業費(C) 円	県費 円	

(注) 1 年度内完成予定高は3月31日現在をもつて推定すること。

2 翌年度繰越予定高は計画より年度内完成予定高を差引いたものであること。

2 繰越明細書

地区又は市町村名	事業種目	事業主体名	計 画		年度内完成予定高		翌年度繰越予定高	
			事業費(A) 千円	県費 千円	事業費(B) 千円	県費 千円	事業費(B/A) %	事業費(C/A) %

3 繰越理由

市町村別、又は地区別、事業種目別、事業主体別に繰越を必要とする理由を具体的に明記すること。

鳥取県告示第三百六十二号

狩猟法（大正七年法律第三十二号）第九条の規定により、次のように禁猟区を設定したので。狩猟法施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十四条の規定により告示する。

昭和三十六年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 名称

鉢伏山禁猟区

二 区域

東伯郡東郷町大字川上地内東郷町上水道水源地を基点とし、県道松崎桑原線を東南に進み、川上峠に至り、気高郡境界線にそつて北に進み、鉢伏山三角点を経て東郷町大字方地から、気高郡青谷町大字楠根に通ずる山道に達し、同所から東郷町大字白石字上野内大平から、字寺所隠谷の境界線を西南に進み、ヤナガ谷、清水谷の陵線を南に進み、旧舍人村と旧松崎町の境界線に至り、東郷町大字川上字駄床と字高辻畑の境界線を

通り基点に至る線に囲まれた一円の区域
三 存続期間
昭和三十六年七月一日から
昭和四十一年六月三十日まで

鳥取県告示第三百六十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏 種鶏及び同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法

ひな白痢急速診断法

別表

実施期日

実施区域

実施場所

七月一日

鳥取市外吉方

才木種鶏場

〃

上砂見

財原

〃

湖山町

山陰

〃

岩美郡岩美町岩常

田淵

〃

鳥取市下味野

中川

〃

湖山町

山陰

〃

八頭郡船岡町水口

三村

〃

〃

柿田

〃

〃

石野

〃

〃

山本

〃

塩上

清水

〃

鳥取市下味野

小森

〃

〃

坂本

〃

湖山町

山陰

〃

西桂見

森本

里仁

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

森本周

岸本

山陰

小林肇

小林寿

小林弘

小林一

福本

山本

岡本

藤田計

藤田和

藤田博

藤田信

浜下

上林

安藤

岡本

宮谷

湖山町

八頭郡八東町新興寺

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

八頭郡八東町新興寺

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

八頭郡八東町新興寺

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

八頭郡八東町新興寺

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

八頭郡八東町新興寺

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

八頭郡八東町新興寺

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

八頭郡八東町新興寺

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

八頭郡八東町新興寺

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

八頭郡八東町新興寺

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

八頭郡八東町新興寺

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

八頭郡八東町新興寺

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

八頭郡八東町新興寺

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

八頭郡八東町新興寺

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

八頭郡八東町新興寺

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

八頭

八頭郡八東町新興寺	藤田一	鳥取市細見	沢根
飯田	飯田	中本	山本
鎌田	藤田辰	椿	田中
藤田洋	裏門	小倉	宮本
東伯郡大栄町由良	福島	鳥取市湖山町堀越	米田
岩美郡岩美町大谷	吉田	桂見	福田
東伯郡大栄町島	原田	安長	川上
岩美郡湖山町二本松	長谷川	桂見	北脇
鳥取市湖山町宮ノ下	平田	倉吉市福本	福島
岩美郡国府町宮ノ下	梶川	穴沢	山口
津ノ井村桂木	太田	鳥取市宮長	森本
東伯郡大栄町妻波	山田	富安	宮部
青木	米田	富安	森本
岩美郡国府町宮ノ下	藤田	安田	安田健
山本	山本		

鳥取県告示第三百六十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十六年六月二十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十六年六月二十七日

鳥取県知事 石 二 朗

申請人の住所氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

鳥取市岩倉四六二 中居小次郎

鳥取市卯垣字石の坪一四五番の一部

幅員 四、五メートルのもの

一四八番の一部

延長 四〇、八メートル

一四九番の二の一部

幅員 四メートルのもの

一五二番次一

延長 一六七、一メートル

鳥取県告示第三百六十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年六月二十七日

登録番号 登録年月日 鳥取県知事 石 破 二 朗
 鳥取県知事登録 昭和三六年 主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘 要
 (ハ) 第七五四号 六月二二日 (有) 垣谷建設 岩美郡岩美町河崎三五 垣谷重四郎 土木工事

鳥取県告示第三百六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条の五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、
 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)
 第九条の規定により告示する。

昭和三十六年六月二十七日

氏名	住 所	登録の記号番号	登録年月日
正木 忠夫	米子市日ノ出町 赤沢方	鳥医八五五	昭和三六、六、一九
住野 弘行	角盤町二丁目	八五六	〃
横山 尚理	〃	八五七	〃
森本 貞信	灘町二丁目 小西方	八五八	〃
増栄 克彦	角盤町一丁目	八五九	〃
巖本 達夫	錦町一丁目七五	八六〇	〃

鳥取県告示第三百六十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚の流行性脳炎並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び豚の所有者に対して注射並びに検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚の流行性脳炎並びに肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲、豚、繁殖用牝豚

齊藤 泰一	境港市上道町五七四	八六一
林 康子	米子市加茂町一丁目	八六二
滝田 賀久也	〃 皆生 県営住宅	八六三

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法
 - 豚の流行性脳炎予防注射 流行性脳炎予防液皮下注射
 - 肝てつ検査 皮内注射反応法又は虫卵検査法
 - 肝てつ駆除 ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

一 豚の流行性脳炎予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
一回 七月一日	〃	〃
二回 七月四日	気高郡気高町瑞穂	各豚舎巡回

配線図
一 一般用電気工作物の保安に関する法令

二 導通試験の方法
三 絶縁抵抗試験の方法
四 接地抵抗試験の方法
五 試験用器具の性能及び使用方法
配線図の表示事項及び表示方法
一 法令及び省令

二 電気工作物規程（昭和二十九年通商産業省令第十三号）
三 電気に関する臨時措置に関する法律施行規則（昭和二十七年通商産業省令第九十九号）第一条第一項第十二号の規定によりその例によるものとされた旧電気用品取締規則（昭和十年逓信省令第三十号）

三 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工課に提出すること。

1 受験願書 電気工事法施行規則（昭和三十五年通

商産業省令第九十七号）様式第六による。

2 写真 願書提出前六月以内に撮影した縦八センチメートル、横六センチメートルで

上半身正面を撮影したものとし、裏面に撮影年月日、氏名を記入すること。

四 受験願書の受付期間

昭和三十六年七月五日から昭和三十六年八月四日まで

五 受験手数料

千円の鳥取県収入証紙を受験願書上部にはり付け、消印しないこと。

六 受験票

受験票は、願書を受け付けた場合に交付する。

七 技能試験

筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者は、昭和三十六年十一月中に技能試験を実施する。

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）
第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。
昭和三十六年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 期日及び場所

昭和三十六年七月三十一日（月曜日）

午前十時から午後三時まで

倉吉市広瀬町

鳥取県倉吉保健所

二 試験の種類及び科目

1 筆記試験

イ 毒物及び劇物に関する法規

ロ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法。

ただし、農業用のみを受験する者に対する筆記試験の毒物及び劇物の範囲は、別記のとおりとする。

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法。ただし、農業用のみを受験する者に対する実地試験の毒物及び劇物の範囲は、筆記試験の場合と同様とする。

三 手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年三月鳥取県規則第九号）第二条に定める受験申請書に五百円の鳥取県収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて、昭和三十六年七月二十三日までに、所轄保健所長に提出すること。

1 履歴書

2 戸籍抄本

3 写真(申請前六月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形で、台紙にはりつけてないもの)二枚

4 精神病者、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者又はおし、つんば、盲若しくは色盲の者でないことを証する医師の証明書

別記

一 黄りん硫化りん及びこれらのいずれかを含有する製剤

二 クラレーン及びその製剤

三 シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、ペルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

四 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、朱、

甘こう、黄色ヨード、ユウ、オレイン酸水銀、白降こう、雷こう及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

五 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

六 ひ素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する

製剤

七 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

八 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤

九 ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤

十 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

十一 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

十二 エチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

十三 バラクロルフエニルジアゾチオウレア、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

十四 ニークロル―四―メチル六―ジメチルアミノピリミジン、その塩類及びこれらの何れかを含有する製剤

十五 オクタメチルピロホスファミド及びこれを含有する製剤

十六 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

十七 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤

十八 ジニトロタレゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

十九 二・四―ジニトロ―六―(一―メチルプロピル)―フェノール及びこれを含有する製剤。ただし、二・四―ジニトロ―六―(一―メチルプロピル)―フェノール二%以下を含有するものを除く。

二十 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤

二十一 りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

二十二 ヘキサクロロヘキリヒドロメタノベンゾシオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤

二十三 亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

二十四 アンモニア水。ただし、アンモニア一〇%以下を含有するものを除く。

二十五 塩酸及びその含有物。ただし、塩化水素一〇%以下を含有するものを除く。

二十六 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。

二十七 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素三・三%以下を含有するものを除く。

二十八 苛性カリ及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化カリウム五%以下を含有するものを除く。

二十九 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

三十 クロルピクリン及びこれを含有する製剤

三十一 硅弗化水素酸塩類

三十二 銅塩類。ただし、雷銅を除く。

三十三 ニコチンとして一〇%以下を含有する製剤

三十四 二硫化炭素及びこれを含有する製剤
 三十五 バリウム化合物。ただし、硫酸バリウムを除く。
 三十六 ホルムアルデヒド含有物。ただし、ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。
 三十七 ロテノン及びロテノンを含有する生薬（デリス根、魚藤根の類）並びにこれらの何れかを含有する製剤。ただし、ロテノン二%以下を含有するものを除く。
 三十八 硫酸及びその含有物。ただし、硫酸一〇%以下を含有するものを除く。
 三十九 ブロムメチル
 四十 二―四―ジニトロ一―六―シクロヘキシルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―四―ジニトロ一―六―シクロヘキシルフェノール一五%以下を含有する製剤を除く。
 四十一 ペンタクロルフェノール、その塩類及びこれらはいずれかを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフェノールとして五%以下を含有するものを除く。

エノールとして五%以下を含有するものを除く。
 四十二 二―イソブルピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
 四十三 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として一五%以下を含有するものを除く。
 四十四 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン五%以下を含有するものを除く。
 四十五 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン五%以下を含有するものを除く。
 四十六 硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色されかつトウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。

四十七 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色されかつトウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。
 四十八 りん化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、りん化亜鉛一%以下を含有し、黒色に着色され、かつトウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。
 四十九 二臭化エチレン及びこれを含有する製剤。ただし、二臭化エチレン五〇%以下を含有するものを除く。
 五十 一・四・五・六・七―ペンタクロロ―三・四・七・七―テトラヒドロ―（八、八ジクロメタン）―インデン及びこれを含有する製剤。ただし、インデン二〇%以下を含有するものを除く。
 五十一 クロルメチル及びこれを含有する製剤。ただし、容量三〇〇立方センチメートル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル五〇%以下を含有するものを除く。

るものを除く。
 五十二 硅弗化水素酸及びこれを含有する製剤
 五十三 ジメチル二、二―ジクロロビニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
 五十四 トリエタノールアンモニウム二、四―ジニトロ―一―六―（一―メチルプロピル）―フェノラト及びこれを含有する製剤
 五十五 ジメチル二・二・二トリクロロ―一―ヒドロシエチルホスホネイト及びこれを含有する製剤
 五十六 ジエチル―四―クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
 五十七 ジエチル―二・五―ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
 五十八 ジブロムクロロプロパン及びこれを含有する製剤
 五十九 ジクロルブチン及びこれを含有する製剤
 六十 テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

六十一 二―四―ジニトロロー六―(一―メチルプロピル)―フエノール二%以下を含有する製剤

六十二 エヌトメチル―一―ナフチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、エヌトメチル―一―ナフチルカルバメート三%以下を含有するものを除く。

六十三 トリブチル錫化合物及びこれを含有する製剤。ただし、二〇%以下の含有製剤を除く。

六十四 アクロレイン

六十五 二・三―ジ―(オルトオルトジエチルジチオホスホロ)パラジオキサン及びこれを含有する製剤

六十六 過酸化尿素製剤のうち医薬品でないものの中含量一七%以下を含有するものを除く。

六十七 チオシアノ酢酸エチルエステル及びこれを含有する製剤

六十八 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

六十九 ジメチル―四―メチルメルカプト―三―メチルラエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

七十 エチルエヌト(ジエチルジチオホスホリールアセチル)―エヌメチルカルバメート及びこれを含有する製剤

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三条第二項の規定により、昭和三十六年度保母試験を次の要綱により実施する。

昭和三十六年六月二十七日

鳥取県知事 石 破、二 朗

昭和三十六年度保母試験要綱

一 願書受付期間

昭和三十六年七月十五日から昭和三十五年八月三日まで(当日の消印あるものは有効)

二 願書提出先

鳥取市東町一丁目三〇二番地

鳥取県厚生部婦人児童課

三 受験資格

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

2 満十八才に達した後児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者

3 その他厚生大臣において適当な資格を有すると認定した者

備考

(イ) 1にいう「学校教育法による高等学校」には、旧中等学校令による中等学校を含む。

(ロ) 2にいう「児童福祉施設」とは、国又は都道府県において設置したものと及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十五条第三項の認可を受けた施設であること。

(ハ) 3にいう「厚生大臣の資格認定」とは、厚生大

臣から受験資格を有する旨認定書の交付を受けた者に限る。

四 試験科目

1 社会福祉事業一般

2 児童福祉事業概論

3 児童心理学及び精神衛生

4 保健衛生学及び生理学

5 看護学及び実習

6 栄養学及び実習

7 保育理論

8 保育実習

五 試験期日及び試験場所

昭和三十六年八月二十九日、三十日(学科試験)、三十一日(実地試験)

鳥取県立保育専門学院講堂(倉吉市海田三二九の一)

山陰線上井駅下車、徒歩で約十分

六 試験時間割

学科試験

期日	時間	期日	時間
八月二十九日 (火)	9.00	社会福祉事業一般	9.00
	10.30	児童福祉事業概論	10.30
	10.40	児童心理学及び精神衛生	10.40
	12.10	看護学及び実習	12.10
	13.00	栄養学及び実習	13.00
	14.30	保育理論	14.30
	14.40		14.40
	16.10		16.10

実地試験

期日	時間	期日	時間
八月三十日 (水)	8.30	保健衛生学及び生理学	8.30
	9.00	保育実習	9.00
	9.10	保育実習	9.10
	9.10	保育実習	9.10
	17.00		17.00

備考

- 1 保育実技を行なうときの上ばきは、運動ぐつ又は舞踏ぐつをはくこと。
 - 2 音楽は、任意の保育歌を一曲ひき歌い（ピアノ）で伴奏をひきながら歌う。）する。
 - 3 戸籍抄本
 - 4 受験資格の各号の一に該当することを証明する書面
 - 5 写真（出願前六月以内に撮影した名刺版、正面上半身で無帽単身のものとし、裏面に氏名及び写した
- 七 受験手続
受験希望者は、次の書類を提出すること。

- 6 年月日を自署すること。）
返信用封筒二通（住所氏名を記入し、十円切手をはりつけること。）

備考

四 4にいう「受験資格を証明する書類」とは、学校卒業証明書又は施設勤務証明書をいい、特に旧制中等学校に準ずる各種学校等の場合で校格の判然としないものについては、その認定を便利にするため当該学校の校格を証明する書類（次の様式）を添付すること。

校 格 証 明 書

本校の〇〇年度卒業生 は、旧中等学校を卒業した者と同程度の資格を有する旨主務官庁の認可を受けていることを証明する。

年 月 日

学校名

校長 氏

名 印

- 八 受験手数料
（四） 願書を郵送する場合は、必ず書留郵便とし、「保母試験願書在中」と朱書すること。

五百円

- 1 受験手数料は、鳥取県収入証紙（もよりの山陰合同銀行本支店又は鳥取県収入証紙小売さばき所から購入すること。）を受験願書にはりつけ、消印しないこと。鳥取県収入証紙を購入することができない者は、現金（現金封筒に限る。）を送付すること。
- 2 既納の手数料は、いかなる理由があつても還付しない。

九 試験科目の一部免除

厚生大臣の指定する学校又は施設において、指定科目を専修した者又は四の試験科目のうち昭和三十四年度及び昭和三十五年保母試験において一部科目に合格したもので、当該科目の受験免除を受けようとする者は、受験免除願（様式三）を提出しなければならぬ。

十 その他

- 1 受験票は、願書受付締切後十日以内に郵送する。
- 2 試験期間中受験票を携行しない者は、いかなる事情があつても入場させない。
- 3 受験についての照会は、返信用封筒及び切手を同封すること。

様式一

受 験 願 書

私は、このたび鳥取県において施行される保母試験を受けたいので、所定の書類及び手数料を添えて申請します。

昭和 年 月 日

本籍地

現住所

鳥取の紙を
500円の入
紙に消印
りつけ、印
ないこと

氏(ふりがな)

年 月 日生

鳥取県知事 石破二郎 殿

様式二

履 歴 書

本籍地

現住所

世帯主氏名

続柄

本人

氏

ふ

り

が

な

名

年 月 日生

学 歴

一 年 月 日

一 年 月 日

一 年 月 日

職 歴

一 年 月 日

一 年 月 日

右のとおり相違ありません。

年 月 日

右

氏

名 ⑩

様式三

保母試験受験科目免除願

私は、別紙(証書写)のとおり一部(試験科目に合
試験科目を厚

格しております
生大臣の指定する学校(施設)で専修しております
ので、左記科目について受験を免除されるようお願い
します。

年 月 日

氏

名 ⑩

鳥取県知事 石破二郎 殿

記

一 何々(科目名)

一 何々(科目名)

備考

他府県において施行の試験に合格しているときの
証書の写には、必ずその都道府県庁主務課の証明を
つけること。

なお、本証を送付する場合は、試験場で返還する。